

福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年3月19日)

【件名】

- 鳥取県障がい者プラン（案）に係るパブリックコメントの実施結果について
(障がい福祉課)・・・2

- 鳥取県手話言語施策推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について
(障がい福祉課)・・・5

- 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について
(障がい福祉課)・・・7

- 鳥取県老人福祉計画、鳥取県介護保険事業支援計画及び鳥取県認知症施策推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について
(長寿社会課)・・・9

- 鳥取県自死対策計画(案)及び鳥取県食育推進計画(案)のパブリックコメントの実施結果について
(健康政策課)・・・10

- 第8次鳥取県保健医療計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について
(医療政策課)・・・12

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
(感染症対策課)・・・14

福祉保健部

鳥取県障がい者プラン（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和6年3月19日
障がい福祉課・子ども発達支援課

鳥取県障がい者プラン（案）の改定にあたり、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントについて

- (1) 募集期間 2月13日（火）～2月29日（木）
- (2) 周知方法 ・ 県立図書館、障がい福祉課及び県民参画協働課のホームページで公開
・ 県立図書館、県民参画協働課及び県の各総合事務所の窓口、各市町村の窓口にチラシを配架
・ 新聞広告を掲載
※手話動画による募集、受付を試行的に実施
- (3) 意見数 18件（7名）
- (4) 主な意見と対応方針

意見概要	対応方針
<p>【重度障がい児者への対応】 医療的ケアが必要な子が卒業後、日中生活をする生活介護事業所が少ないと聞いているため、早急に医療行為のある者も利用出来る生活介護の場所を作ってもらいたい。</p>	<p>【計画案に盛り込む】 生活介護事業所に看護職員を配置して医療的ケア等を行う事業所に対し、その運営経費の支援を行うなど、医療的ケアを要する方が、生活介護による日中サービスを利用しながら地域生活を送るための環境整備を促進していく旨をプランに盛り込みます。</p>
<p>【魅力ある就労B型実現目標】 新たな目標として「魅力ある就労B型実現目標」（仮称）を掲げているが、実際に就労B型で働いている利用者の工賃は低いため、鳥取県が補助金によりバックアップし、働き甲斐のある利用者の向上と満足度が増すようにしては。</p>	<p>【計画案に盛り込む】 就労継続支援事業所が利用者の工賃向上のために行う、新商品開発や農福連携推進等に対して県が補助を行うこととしていく旨をプランに記載しています。また、利用者の就労意欲や満足度向上を図るために、事業所が行う利用者が働きやすい環境整備や、就労意欲向上のための取組への支援を行うこととしていく旨をプランに盛り込みます。</p>
<p>【教育、スポーツ】 プランに新規に「デフリンピック」を掲げているが、知的障がいにとっての「スペシャルオリンピックス」もあわせて位置づけて欲しいとしないか。障がい者スポーツの世界では、障がい種が限定される大会となっている事情もある。行政計画ではなるべく「障がい者スポーツ」という表現で包括することが無難ではないか。</p>	<p>【その他】 プランにおいては、障がいの種別に関わらず、障がい者スポーツの促進を図っていく旨を記載しています。 2025 東京デフリンピックは、日本で初めて開催される世界的な大会であり、デフスポーツを広く周知するよい機会となることから、鳥取県として大会の認知度向上に向けた取組を行っていくことをプランに記載しているものです。</p>
<p>【あいサポート運動の推進等】 鳥取県は、あいサポート運動の推進役となるあいサポートメッセンジャーの養成に取り組み、県民と全国へ展開しているが、鳥取県としてあいサポーター会員は登録されているのか。全国的に広めようとしているのは分かるが、あいサポート運動15周年を迎えるのに、一般的に障がい者に対しての認知度が低いような気がする。あいサポーター運動の更なる拡大だけでなく効果的な定義を示してほしい。</p>	<p>【計画案に盛り込む】 「あいサポーター」には、日常生活や職場等、身近な場面で運動を実践していただくため個人の登録は行っていないが、一般ボランティア講師としてあいサポート運動の研修講師を担う「あいサポートメッセンジャー」については、専門の研修を受講した方をメッセンジャーとして認定・登録しています。 令和6年度を迎えるあいサポート運動15周年を契機に、令和5年度に刷新するあいサポーター研修資材等も活用しながら、県民に対するあいサポート運動の周知・広報をより一層進め、障がいについて理解し、必要な配慮を実践するあいサポーターの県内での更なる増加に努める旨をプランに盛り込みます。</p>
<p>【その他】 令和6年は、鳥取県出身の糸賀一雄氏の生誕110年にあたるが、計画案には糸賀氏のことに一切触れていない。糸賀氏の「この子らを世の光に」の言葉は、あいサポート運動や鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛づくり推進条例の成立背景となっている。障がい関係のマスター計画的要素を持つ本計画に糸賀氏のことを位置づけることで、本県の障がい者施策に一本の筋が通る形になると思われる。</p>	<p>【計画案に盛り込む】 本文冒頭（I 鳥取県障がい者プランについて）において、障がい福祉の父と呼ばれた鳥取県出身の糸賀一雄氏の言葉を位置づける追記を行います。</p>

2 県計画（案）の概要

(1) 計画期間

①障がい者計画：9年間（令和6年度から令和14年度まで）

②障がい(児)福祉計画：3年間（令和6年度から令和8年度まで）

※工賃3倍計画・障がい者アート計画は、プランの改定周期に合わせて6年間（令和6年度から11年度まで）

(2) プランの位置付け

①障がい者計画：障害者基本法に基づき、各分野における障がい者施策の基本的な方針や方向性等を規定。

②障がい(児)福祉計画：障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、サービス見込量や提供体制の確保等を規定。

(3) 主な改正内容

① 国のナビゲーションガイドの方針（可能な限り計画の一元化）を踏まえ、従来、別に作成していた「工賃3倍計画」・「障がい者アート計画」について、障がい者プランに一元化する。

② 第5次障害者基本計画、障害者権利条約に基づく国連勧告内容、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛づくり推進条例に基づく理念等を踏まえ、総合的・横断的に反映する内容として、以下の項目を新たに明記する。

項目	内容
障害者の権利に関する条約に基づく国連勧告への対応	国全体の対応状況等を踏まえた県として必要な取組の実施
障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進	障がいのある女性、子ども、高齢者に対する配慮を念頭に置いた施策の実施
持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現	SDGs 実施指針に掲げる包摂性・参画型の原則も踏まえた、関係者が一体となり取り組む共生社会の実現に向けた取組の推進
感染症対策、新たな生活様式等への対応	感染症拡大時における情報取得等に対する対応・配慮や、障害福祉サービス事業継続等の支援
緊急時における対応	緊急時に提供される避難所や、全ての障がい者が ICT 機器等を含む様々な手段で必要な情報が得られる体制の確保
鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に基づく取組の推進	条例の理念に基づく、全ての県民が地域社会の中で互いに支えあう温もりのある社会づくりのための取組の推進

③ 各分野別の施策において、主に以下を新規・拡充内容として盛り込む。

項目	主な新規・拡充内容等
1. 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい児支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所施設からの円滑な移行調整スキームの構築、支援体制の整備 ・ きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター「きき」を核とした切れ目ない支援体制の構築 ○ 重度障がい児者（強度行動障がい児者、医療的ケア児者）の支援強化（強度行動障がい児者） <ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障がい者の受け皿確保の促進、適切なサービス利用のための体験利用の促進 ・ 在宅強度行動障がい者の安定的なサービス利用のための支援体制構築（医療的ケア児者） ・ 大型福祉車両の導入費用補助等による移動の際の身体的、経済的負担軽減のための支援 ・ 医療的ケア児等支援センターを核とした地域生活の支援
2. 保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神保健・医療の提供等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行を目指す精神障がい者に対し多職種、多機関が連携して行う取組の全県的な展開
3. 安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災対策の推進、感染症等への備え <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が行う個別避難計画作成への支援 ・ 医療的ケアを要する方の避難に係る対応力の向上
4. 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT 機器利用等の支援体制充実、情報アクセシビリティ向上の推進 ○ 手話言語条例に基づく施策の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手話パフォーマンス甲子園、手話フェス等の取組を通じた手話言語の継続的な情報発信 ・ 遠隔手話サービス等の利用促進、定着化等を通じた新しいコミュニケーション環境創出
5. 生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設等のバリアフリー化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者、専門家の立場から助言するUDアドバイザー登録者数の増加の促進
6. 雇用・就業等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな目標として、「魅力ある就労B型実現目標」（仮称）を設定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工賃の向上に関する全体目標（工賃支払総額を、計画策定当初（H19）と比較して、4倍以上の水準を目指す。平均工賃月額について、年2.2%以上の伸びを確保することを目指す） ・ 就労時間の向上に関する全体目標（利用者の一人当たり月平均就労時間を上昇傾向に転換させることを目指す） ・ 満足度の向上に関する全体目標（利用者の満足度が限りなく100%に近づくよう、利用環境の充実を目指す）

7. 教育、スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な学びの場の整備等による、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組の構築 ○ スポーツ等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京デフリンピック等を見据えた、トレーニング、大会参加等への支援
8. 文化・芸術	○ 知的・発達障がいのある人やその家族も参加しやすい公演の促進、共生社会の実現に向けた牽引力となる優れた活動の支援、2025年大阪・関西万博の機会を活かした積極的な発信等
9. 差別の解消及び権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいを理由とする差別解消の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者の合理的配慮の提供義務化に伴う、広報、啓発活動等の一層の推進
10. あいサポート運動の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ○ あいサポート運動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ あいサポート運動15周年を契機とした、運動の周知の一層の推進によるあいサポーターの更なる拡大

④ 障がい（児）福祉計画（サービス等の提供体制に係る目標等）として、基本的な方針として国が示す「国基本指針」による設定を基本としつつ、実態に即し、県としての数値目標を設定（主なものを抜粋）。

○ 福祉施設の入所者の地域生活への移行者数

・ これまでの実績をベースに、地域移行に向けた具体的取組を推進する事業の実施による移行者数増を加味
12人（第6期(R3~5)計画実績見込）+ 9人（年間3人 × 3年間）= 21人以上

※参考：国基本指針による設定（令和4年末施設入所者数 926人） × 6% = 56人以上

○ 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

・ 国基本指針に基づき、児童発達支援センターの未設置市町村を含む全市町村でセンターの設置（圏域設置可）若しくは同等の体制を整備すること、また、センターによる保育所等への助言、保育所等訪問支援事業の活用等によるインクルージョンを推進する体制整備を目標として設定。

項目	次期目標案(R8年度末)	令和4年度末実績
児童発達支援センターの設置若しくは市町村における同等の支援体制の整備	19市町村	4市町村
児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所を活用したインクルージョンを推進する体制の整備	19市町村	8市町村

3 今後のスケジュール

・ 4月 次期計画の施行

（3月13日に、パブリックコメントを踏まえた最終計画（案）を第3回鳥取県障害者施策推進協議会及び第3回鳥取県地域自立支援協議会において報告済（書面開催））

鳥取県手話言語施策推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和6年3月19日
障がい福祉課

鳥取県手話言語施策推進計画（案）の改定にあたり、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントについて

(1) 募集期間 2月13日（火）～2月29日（木）

(2) 周知方法 ・ 県立図書館、障がい福祉課及び県民参画協働課のホームページで公開
・ 県立図書館、県民参画協働課及び県の各総合事務所の窓口、各市町村の窓口にチラシを配架
・ 新聞広告を掲載
※手話動画による募集、受付を試行的に実施

(3) 意見数 57件（28名）

(4) 主な意見と対応方針

意見概要	対応方針
【行政等における情報発信】 テレビ等における県内情報、施設案内、地元CM等に可能な限り手話を付けてほしい。	【計画案に盛り込む】 パブリックコメントの意見募集をはじめ、行政による情報発信においては、手話言語動画の活用等を進めていくとともに、県のコマーシャルにおける手話言語への対応を進めていく旨を計画に盛り込みます。
【地域・職場等での手話言語の普及】 介護施設や老人ホーム等に手話ができる職員がいてほしい。	【計画案に盛り込む】 手話学習会補助金の活用等により、事業者における自発的な手話学習を促していくとともに、介護施設等への遠隔手話サービスの導入等ろう者がコミュニケーションしやすい環境整備が進むよう、あいサポート運動の研修等できこえない・きこえにくいことへの理解啓発に取り組んでいく旨を計画に盛り込みます。
【教育における手話言語の普及】 ろう学校と県内の手話学習をしている学校との遠隔交流授業、ろう学校と県外のろう学校との遠隔交流を行ってほしい。	【計画案に盛り込み済】 鳥取聾学校においては、県内の手話学習をしている学校と交流や、同年代の仲間との交流・共同学習等を行っていく旨を計画に記載しています。ICTを活用した県内外の学校との遠隔交流については、その効果や直接交流とのバランス等も考慮しながら必要な検討を行います。
【交流できる機会の充実】 県内各地で集まりやすい場所で、高齢のろう者の居場所がほしい。	【計画案に盛り込む】 鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金の活用等により、ろう者同士、ろう者と地域のきこえない・きこえる人が互いに交流できる機会の創出を進めていく旨を計画に盛り込みます。
【手話通訳者の養成】 手話通訳者を指導するための優秀な講師の人材確保が必要。	【計画案に盛り込む】 手話通訳者養成研修等の講師の技術向上を図るための研修会の実施や、手話通訳者養成を担う指導者及び指導者候補を社会福祉法人全国手話研修センターの手話通訳者指導者養成研修に派遣することにより、手話通訳者の指導者の養成等を進めていく旨を計画に盛り込みます。
【デフスポーツ】 デフリンピックの知名度を高めてほしい。	【計画案に盛り込む】 2025 東京デフリンピック開催を契機に、様々なイベント等において大会 PR やデフリンピックの周知・理解を図っていく旨を計画に盛り込みます。また、選手の発掘・育成についても各競技団体をはじめ関係機関と連携を図り、進めていきます。
【災害等に備えた体制づくり】 災害が起こった時にろう者同士で連絡を取り合うことが難しい。地域のきこえる人たちの支援がほしい。災害時には声を掛けてもらって一緒に避難をするために日頃から備えておく必要がある。	【計画案に盛り込む】 災害時にろう者が情報を取得・利用し、円滑な意思疎通を図ることができるよう非常時に備えた体制づくりを検討していく旨を計画に盛り込みます。災害時にろう者が避難できるように、市町村の個別避難計画策定、地域での支え愛マップ作成、地域の避難訓練等により、市町村と連携して、支援者の確保体制の整備を進めていきます。

2 県計画（案）の概要

(1) 計画の概要

①計画期間

9年間（令和6年度から令和14年度まで）

※なお、この計画期間に関わらず、改正が必要と認められる場合には随時見直しを行う。

②計画の位置付け

鳥取県手話言語条例第8条第1項に基づき、「手話言語が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもの。

(2) 主な改定内容

①手話は言語であることを改めて認識し、現行計画の「手話」の表記を可能な限り「手話言語」に変更。

②関連する法・条例の制定等を踏まえ、以下のとおり新たな取組等を明記。

施策推進方針	新たに記載する内容
行政等における手話言語の普及・情報発信	・パブリックコメント意見募集や広報活動などにおける手話言語動画の活用等。
デフスポーツを通じたろう者への理解促進	・東京2025デフリンピックに向けた機運醸成、大会成功に向けた支援。 ・デフリンピック開催を契機としたデフスポーツへの関心向上及びろう者への理解促進。
ICTを活用した新しいコミュニケーション環境の創出	・電話リレーサービスの地域登録の利用促進。 ・AIによる手話画像認識・翻訳技術の確立への協力及び確立後の普及。
自然災害及び感染症拡大等の非常時に備えた体制づくり	・自然災害や感染症拡大時に、ろう者が情報を取得・利用し円滑な意思疎通を図ることができるよう、非常時に備えた体制づくり。

③数値目標の見直し（主なものを抜粋）

- ・登録手話通訳者数の現目標値65人を令和4年度末に達成。手話通訳者が足りないとの現場の声や手話通訳者派遣件数の増を踏まえ、目標を102人（R14）に設定。
- ・鳥取県職員人材開発センター主催の手話講座の充足率を毎年100%（定員どおり）とすることを設定（新規）。
- ・手話講座等受講者数（県民）の現目標2,500人/年を、2,700人/年（R14）に設定。

3 今後の予定

令和6年4月 次期計画の施行

（3月15日に、パブリックコメントを踏まえた最終計画（案）を令和5年度第3回手話施策推進協議会において報告済）

鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和6年3月19日
障がい福祉課

鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画（案）の改定にあたり、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントについて

- (1) 募集期間 2月13日（火）～2月29日（木）
- (2) 周知方法
- ・県立図書館、障がい福祉課及び県民参画協働課のホームページで公開
 - ・県立図書館、県民参画協働課及び県の各総合事務所の窓口、各市町村の窓口にチラシを配架
 - ・新聞広告を掲載
- ※手話動画による募集、受付を試行的に実施
- (3) 意見数 24件（10名）
- (4) 主な意見と対応方針

意見概要	対応方針
<p>【相談先の周知】 息子のギャンブルの問題が手に負えなくなってしまう時、どこにどんな相談をすれば良いのか、全く分かりませんでした。家族として繋がる場所、連絡先等が目に見える体制を整えてほしいです。</p>	<p>【計画案に盛り込み済】 支援拠点機関とその他の相談窓口について、様々な媒体を活用して幅広く広報を行う旨を計画に記載しています。</p>
<p>【専門医療機関の追加選定】 どの病院に初めてつながるかで、病気からの回復の機会が遅くなってしまうという、悲しいことが起こります。ギャンブル依存症の拠点病院は、今、渡辺病院だけです。西部や中部にも作って頂き、ぜひ助かる人が増えて欲しいです。</p>	<p>【計画案に盛り込み済】 かかりつけ医等に対し、各種依存症に関する研修を実施する旨を計画に記載しています。また、中部・西部においても専門医療機関の選定により医療体制の充実を図る旨を計画に記載しています。</p>
<p>【自死対策との連携】 ギャンブル依存症は、重症になると自死します。中部の方で、自殺未遂をして病院に入院した方がおられました。ギャンブル依存症でも自死が起こりうることを啓発してほしいです。</p>	<p>【計画案に盛り込み済】 自死対策（キャンペーン、研修、メンタルヘルス出前講座等）と連携し、各種依存症が自死の危険因子の一つとなることについて普及啓発を行う旨を計画に記載しています。</p>
<p>【正しい知識の普及】 「ギャンブル依存症は病気です！」が、広まってほしいです。</p>	<p>【計画案に盛り込み済】 フォーラム・研修会の開催や、各種媒体を通じた広報活動により、広く県民に対して正しい知識の普及と理解の促進を図る旨を計画に記載しています。</p>
<p>【自助グループとの連携】 ギャンブル依存症の策定案について、予防から再発に関して、自助グループの果たす力は大きい（医療だけでは治らない、特効薬がない）ため、自助グループとの連携を追加してほしいです。</p>	<p>【計画案に盛り込む】 依存症計画の「共通の取組（p16）」等において、民間団体と連携しながら支援を行うことを記載していますが、ご意見を踏まえ、「ギャンブル等依存症の進行予防（p23）」においても、自助グループ等と連携しながら支援を行う旨を計画に盛り込みます。</p>
<p>【家族教室の周知】 家族教室やイベントのポスターを、調剤薬局や公共施設に貼って欲しいです。わたしは家族教室のチラシを、調剤薬局で見つけました。たくさんの人に目につくよう、人が集まる場所に貼ってください。</p>	<p>【計画案に盛り込む】 依存症計画において、家族教室の開催についても広く周知する旨を計画に盛り込みます。なお、家族教室のチラシについては、市町村、病院、薬剤師会、消防、警察、労働局、相談支援事業所、訪問看護ステーション等、幅広い範囲に送付しています。</p>

2 県計画（案）の概要

(1) 計画の概要

① 計画期間

5年間（令和3年度から令和7年度まで）

※計画期間は5年間だが、ギャンブル等依存症対策基本法で3年ごとに計画の必要な見直しを検討することが定められていることを踏まえ、中間年度の見直しを行うもの。

② 計画の位置付け

○アルコール健康障害対策基本法に基づく「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」

○ギャンブル等依存症対策基本法に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」

○依存症対策地域支援事業実施要綱に基づく「アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する地域支援計画」

(2) 主な改定内容

① 法改正や条例制定等を踏まえ、下記の内容を新たに明記。

背景等	追記内容
県の取組の強化	・ 依存症フォーラムに参加できない方についても、出張相談会等を通じて正しい知識の普及等を実施 ・ クロスアディクションへの対応等の観点から、依存症普及啓発相談員間の連携体制を強化 ・ 市町村が取り組む重層的支援体制の整備に対して支援を実施
専門医療機関の追加選定	・ 米子病院をアルコール健康障害の専門医療機関として追加選定（令和4年4月1日付け） ・ 倉吉病院をアルコール健康障害の専門医療機関として追加選定（令和5年10月1日付け）
鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例の制定 （令和5年1月1日施行）	・ 自助グループ等の活動の場が広がるよう広報活動等を実施
精神保健福祉法の改正 （令和6年4月施行）	・ 市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、必要な援助を実施
民間回復支援施設、家族会における活動実績の取り上げ	・ ギャンブル依存症家族の会及び鳥取ダルクが実施している相談対応の実績（件数）を計上

② 数値目標のうち、「成人女性の多量飲酒者の割合」について、令和7年度目標値を0.5%としていたところ、令和4年度実績が0.5%であり目標を達成したため、厚生労働省が展開する「健康日本21」における目標値を踏まえ0.2%に変更。

③ 計画中の通院患者数データについて、実際の通院状況をより正確に把握するため集計方法を見直し（令和元年度までは、各年度末時点で精神手帳システムに登録されている受給者証保有者の総数を計上していたが、今回改定より、受給者証保有者の総数から有効期限切れの受給者証を保有している者を除いた人数を計上）。

3 今後のスケジュール

・ 4月 次期計画の施行

（3月15日に、パブリックコメントを踏まえた最終計画（案）を令和5年度第2回鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議において審議済）

鳥取県老人福祉計画、鳥取県介護保険事業支援計画及び鳥取県認知症施策推進計画（案）
に係るパブリックコメントの実施結果について

令和6年3月19日
長 寿 社 会 課

鳥取県老人福祉計画、鳥取県介護保険事業支援計画及び鳥取県認知症施策推進計画（案）の改定にあたり、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントの実施結果

- (1) 募集期間 令和6年2月13日（火）から2月29日（木）まで
- (2) 周知方法
 - ・長寿社会課及び県民参画協働課ホームページへの掲載
 - ・県庁県民参画協働課、各総合事務所・市町村役場窓口等におけるチラシの配架
 - ・鳥取県介護保険事業支援計画等策定・推進委員会委員及び関係機関への意見募集の通知
 - ・報道機関への資料提供、新聞広告の掲載
- (3) 意見数 3件（3名）
- (4) 主な意見と対応方針

意見概要	対応方針
2～3ヶ月だけの健康教室や単発的な高齢者向けイベントだけでなく、高齢者が日常的に通える場をつくってほしい。	【計画案に盛り込む】 市町村が市町村社会福祉協議会等と協力しながら、地域の住民同士が気軽に集う「生きがいくくり」「仲間づくり」のための通いの場を展開し、介護予防の一助とすること、県では、そのような活動の支援のため、市町村支援員を確保し、市町村等への助言・相談支援を行うことについて記載します。
ここ数年、郡家町の病院が次々と閉院している。地元で安心して、すぐ診てもらえる総合診療所のような病院が必要。	【計画案に反映できないもの】 病床の必要数については、保健医療計画において記載する事項とされているため、高齢者の元気福祉プランへは反映しない。
介護予防・フレイル対策の強化として、公園や空き地、使われなくなった校舎の部屋等に運動器具の設置を望む。	【計画案に反映できないもの】 公園や空き地等への運動器具の設置については、一部の公園において設置の検討がなされているものの、県が管理していない公園等への器具の設置は困難が伴うため、高齢者の元気福祉プランへは反映しない。

2 計画（案）の概要

- (1) 計画の期間 令和6年度から令和8年度までの3年間
- (2) 計画の趣旨 介護保険法、老人福祉法及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、今後の高齢者の保健福祉分野に関する取組や政策の方針を定めるもの
- (3) 計画改定のポイント
 - ・介護予防・フレイル対策の強化（地域リハビリテーション支援体制の深化、eスポーツの振興、鳥取方式フレイル予防対策等）
 - ・認知症施策のステータスアップ（若年性認知症の方を含めた行方不明者の捜査連携体制、アルツハイマー病治療薬の啓発、鳥取方式認知症プログラムの普及等）
 - ・必要な介護サービスの確保（中山間地域の訪問介護事業の支援等）
 - ・介護人材の確保等（介護ロボットやICT導入等介護現場におけるDX推進、外国人材の就労・定着促進等）

3 今後の予定

令和6年3月19日 第4回計画策定・推進委員会で計画案を報告
令和6年4月 1日 新計画の施行

鳥取県自死対策計画(案)及び鳥取県食育推進計画(案)のパブリックコメント の実施結果について

令和6年3月19日
健康政策課

自殺対策基本法に基づく「鳥取県自死対策計画(第2次)」並びに食育基本法及び地域資源を活用した農林漁業者による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく「鳥取県食育推進計画(第4次)」の策定に向けて、パブリックコメントを実施し、その意見概要及び対応結果について取りまとめましたので、その概要を報告します。

1 意見募集期間・周知方法

- (1) 募集期間 令和6年2月13日(火)から3月5日(火)まで
- (2) 周知方法
 - ・健康政策課及び県民参画協働課ホームページへの掲載
 - ・県庁県民参画協働課、各総合事務所・市町村役場窓口等におけるチラシの配架
 - ・報道機関への資料提供、新聞広告の掲載

2 意見の概要

- (1) 鳥取県自死対策計画(第2次) [計画期間: 令和6年度から令和11年度までの6年間]
 - ①意見の件数
8件(6人)
 - ②主な意見と対応方針
別紙のとおり
- (2) 鳥取県食育推進計画(第4次) [計画期間: 令和6年度から令和11年度までの6年間]
意見なし

3 今後のスケジュール

- ・3月 パブリックコメントを踏まえた最終計画(案)を検討会議に報告
- ・4月 次期計画の施行

4 その他

- ・今回の意見及びその対応結果については、県のホームページを通じて公表する。

(別紙) 主な意見と対応方針

(1) 鳥取県自死対策計画 (第2次)

<対応方針> ①計画案に反映、②今後の検討課題、③反映できないもの、④その他

項目	主な意見	件数	対応方針
計画全体	自死者本人を置き去りにした関係各所での相談と、「自殺はだめだよ」と漠然とした声かけをします、といった内容ばかりで、自死に至る原因への働きかけが何もない。ストレスと睡眠不足が理由にあるとみなしているのなら、労働者のストレス・睡眠不足を和らげる・解消できる時間的余裕を設けるよう企業に働きかけるだとか、具体的な内容にお金を使ってもらいたい。	1	① 鳥取県では、うつ病の人の9割以上に見られる睡眠障害に着目し、自殺予防週間等に「眠れますか？睡眠キャンペーン」を実施することを盛り込みます。また働き盛り層については、企業等へのメンタルヘルス研修の実施等を盛り込みます。
女性の自死対策	女性の自死者対策とあるが、自死者は圧倒的に男性が多く、自死者が少ない方の女性を特に手厚くするのは何故なのか。	1	④ 中高年男性の自死対策にも従来どおり取り組みますが、全国的な傾向や本県でも女性の自死が横ばいで推移している実態を踏まえ、女性に特化した項目を追加しました。
計画全体	全体的には各要素が網羅されていますが、自死を未然に防ぐ計画が漠然としていて、対策が取られているのか疑問に思います。もっときめ細やかなもう一步踏み込んだ対策を掲げ、伴走型の支援も場合によっては必要だと思います。	1	① 重点施策を新たに設け、各ライフステージに合わせた相談支援やメンタルヘルス対策に取り組むこととしています。
依存症対策	ギャンブル依存症で悩み、自殺、また自殺未遂の若者が少しでも減るように、対策をお願いしたい。	1	① 依存症については、鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画において対策を取りまとめていますが、本計画においても依存症等に対する正しい知識の普及啓発を盛り込みます。
	ギャンブル依存症からの、うつや多額の借金や闇金等の取り立てなどからの自殺企図は即、病院と連携してしばらく入院の対応してほしい。	1	③ 入院の必要性は、医師の診断のもとに判断されます。入院治療に限らず、医療機関や相談機関と連携しながら、個々の状況に応じた適切な支援が実施できるよう、引き続き、支援体制の充実を図ります。
	自死対策と依存症対策一緒に啓発、対策をお願いしたい	1	① 依存症については、鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画のほか、本計画においても普及啓発等の対策を記載し、連携して取り組みます。
	1人で悩まなくても、解決できるとわかるようギャンブル依存症で死ななくて済むよう、ギャンブル依存症の相談窓口を増やしてください。	1	④ 依存症については、鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画において相談支援体制の充実に取組んでいくこととしています。
	対策強化、警察、救急車など、精神科病院との連携、鳥取県のギャンブル依存症への関心、対策、病気であると言う知識、誰でもかかる可能性ある世の中の現状に、対策してください。	1	① 依存症については、鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画のほか、本計画においても普及啓発等の対策を記載し、連携して取り組みます。

第8次鳥取県保健医療計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和6年3月19日
医療政策課

第8次鳥取県保健医療計画（計画期間：令和6年度～令和11年度）の策定に向けて、パブリックコメントを実施しましたので、その概要を報告します。

1 意見募集期間

- (1) 令和6年2月21日（水）から3月8日（金）まで
- (2) 周知方法
- ・医療政策課及び県民参画協働課ホームページへの掲載
 - ・県庁県民参画協働課、各総合事務所・市町村役場窓口等におけるチラシの配架
 - ・報道機関への資料提供、新聞広告の掲載

2 意見の概要

- (1) 意見の件数
7件（6人）
- (2) 主な意見と対応方針（意見の趣旨を踏まえ全て計画案に反映します）

<対応方針>

項目	主な意見	対応方針
計画全体	カタカナ用語やアルファベット用語などについては、可能な限り掲載ページに解説をつけてほしい。	県民に分かりやすい計画とするため、カタカナの用語や専門用語、略語を用いる場合は解説を記載します。（例：がん対策でのアピアランスケア（外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア）等）
第4章第1節 5疾病		
心筋梗塞等の心血管疾患	心臓リハビリテーションは運動療法だけでなく、薬物治療、心理療法、教育を含めた包括的な疾病管理プログラムであり、県民の心大血管疾患の2次予防、予後改善に寄与するものと思われる。回復期、維持期のリハビリテーション実施率向上に向けての取組を盛り込んでほしい。	心臓リハビリテーションの実施率向上に向け、地域医療介護総合確保基金を活用した回復期リハビリテーション病床の整備や心大血管リハビリテーションの専門的知識と技術を持つ医療人材の育成を図ることを盛り込みます。
第4章第1節 7事業		
災害医療	令和6年能登半島地震において、改めて災害時の医療提供体制を維持することの重要性が認識されたところ。鳥取県での被災に備え、引き続きDMAT（災害派遣医療チーム）や日赤救護班等の即応部隊の充実・強化に努めてほしい。	平時からDMATや日赤救護班、その他の保健医療活動チームと災害を想定した訓練を実施し、それぞれの役割を確認する機会を設けるなど、即応部隊の充実・強化を図ることを明記します。 なお、今後のパンデミックに備え、感染症対応可能な医療人材の育成を図ることも盛り込みます。

項目	主な意見	対応方針
第4章第2節 医療従事者の確保と資質の向上		
医療従事者の確保と資質の向上	発達障がい児・者の診療を行う医療現場では臨床心理士の果たす役割が非常に重要であるが、確保に大変苦慮しているため、臨床心理士の確保について追加してほしい。	精神疾患対策等において臨床心理士の果たす役割が大きいことから、第4章第2節の医療従事者の確保と資質の向上に追加します。
第7章 健康づくり		
健康づくり	喫煙による死亡を減らすための取組及び受動喫煙ゼロの施策をより一層推進してほしい。	喫煙（加熱式たばこ含む）による健康被害など、喫煙に関する知識の更なる普及に取り組むとともに、受動喫煙のない環境をつくるため、公共の場等での全面禁煙の促進について記載します。
	朝食を欠食する食生活は、子どもたちの健康状態を崩したり、生活習慣病をはじめとする様々な病気へと繋がるのが考えられる。朝食を欠食する者に対する目標値を盛り込んでほしい。	朝食を欠食する児童・生徒の割合について、現在の15%（R4調査）をさらに低減するため、R11で10%（R11）の目標値を明記します。
第8章 医療費適正化		
医療費適正化	マイナンバーカード、マイナ保険証、マイナポータル活用の活用についてのメリットや活用事例を記載することにより、保険者、医療機関、県民それぞれの場面での、医療費の削減、投薬情報や健康診断結果の活用などの促進を図ってほしい。	県民は自らの加齢や心身の変化等を自覚して常に健康の保持増進に努めることが必要であることから、マイナポータルでの特定健康診査情報等の閲覧等により健康情報の把握に努め、健康づくりの取組を行うことが期待されることを県民の役割に記載します。 マイナ保険証の活用により、医師、薬剤師等での患者の薬剤情報の共有による重複投薬の抑制が期待できることを盛り込みます。

3 今後のスケジュール

- ・ 3月 パブリックコメントを踏まえた最終計画（案）を鳥取県地域医療対策協議会（3/18）及び鳥取県医療審議会（3/22）において審議
- ・ 4月 第8次計画の施行

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和6年3月19日
感染症対策課

今冬の新型コロナ感染症の流行は、昨年末から感染が拡大し、2月初旬にピークを迎えた後、全体的に減少傾向が続いていましたが、令和6年第10週（令和6年3月4日～10日）は、中部地区で定点当たりの患者数が10人を上回り、同地区は再び流行情報「注意レベル」となりました。（東部地区、西部地区は減少傾向が継続）

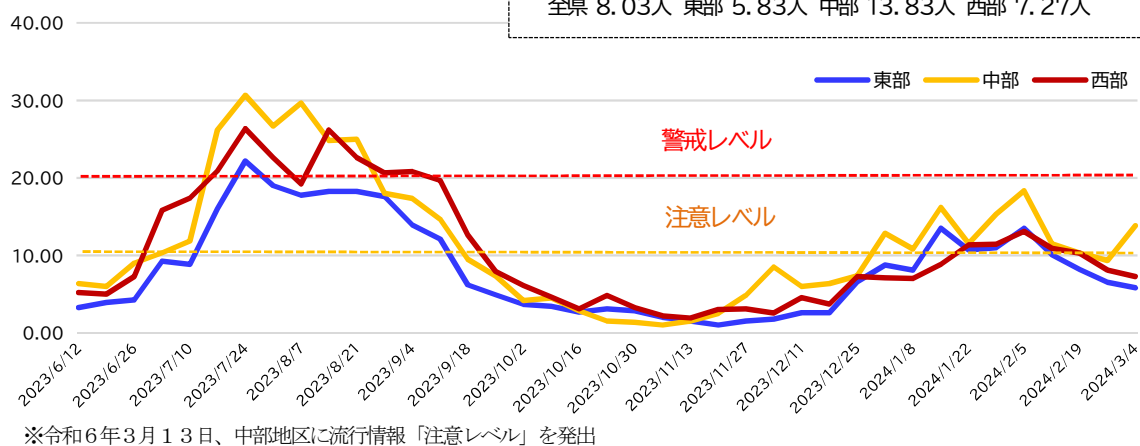
入院者数は、現在、1月下旬のピーク時の3分の1程度に減少し、中等症Ⅱ以上の患者数も10人前後で推移している状況です。

新型コロナの医療提供体制については、令和6年4月1日以降は通常の医療提供体制に移行する旨、国の方針が示されたことに伴い、各種対応が変更となりますが、今後も感染動向に注意しながら、適切な対応を行ってまいります。

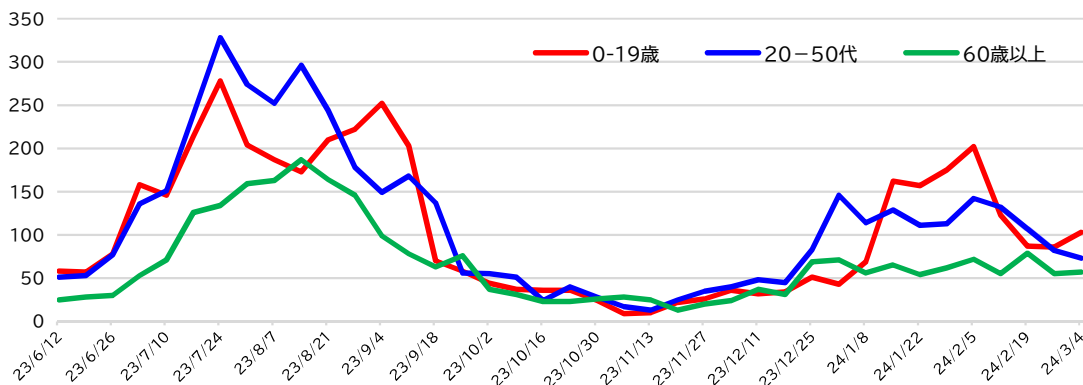
1 県内における感染状況

(1) 週・定点当たり新規陽性者数（地区別）

【令和6年第10週(令和6年3月4日～10日)の定点当たりの患者数】
全県 8.03人 東部 5.83人 中部 13.83人 西部 7.27人

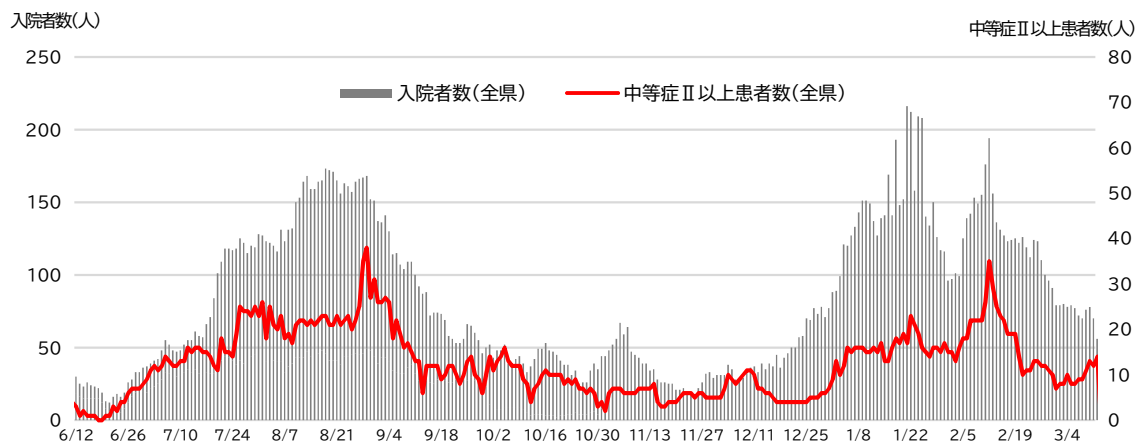


(2) 定点医療機関の新規患者報告数の推移（全県・年代別）



※定点医療機関の内訳：小児科定点19医療機関、内科定点10医療機関

(3) 入院者数及び中等症Ⅱ以上患者数



2 令和6年4月以降の新型コロナ対応

令和5年5月8日の5類感染症移行後も継続していた病床確保料、新型コロナ治療薬・入院医療費の公費支援等の特例措置は令和6年3月末で終了となります。

令和6年4月以降は、インフルエンザ等の他の感染症と同様に通常の医療提供体制により対応していきます。

項目	対応方針・支援内容等
入院	<ul style="list-style-type: none"> ・確保病床によらず、医療機関間で入院調整・受入れ ・令和6年度診療報酬改定により、特に感染対策が必要な感染症（新型コロナ含む）の患者入院の管理を評価 入院加算の新設（＋100～200点/日）、個室加算の拡充（＋300点/日）等
外来	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の医療機関ではなく、広く、一般的な医療機関で診療対応 ・令和6年度診療報酬改定により、発熱患者等への診療に加算（＋20点/回）
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・[感染対策等]インフルエンザ等の感染症と同様に、各保健所等において相談対応 [予防接種]他の予防接種と同様に、県・市町村において相談対応 ・症状悪化等で受診の判断に迷う場合の対処法、受診の必要性等の相談は「とっとりおとな救急ダイヤル（＃7119）」、「とっとり子ども救急ダイヤル（＃8000）」で対応
感染動向の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・定点医療機関による毎週の患者数報告は継続 ・ゲノムサーベイランスによる新型コロナ変異株の監視は継続
医療費に係る公費支援	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ治療薬及び入院医療費に係る公費支援の特例は3月末で終了 ・4月以降は、他の疾病と同様に、医療費の負担の程度や所得状況、障がいの有無等により、高額療養費制度や特別医療費助成制度等により負担軽減
検査	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナを含む感染症全般について、県が必要性及び範囲等を判断して検査実施 （社会福祉施設等へのPCR検査補助等の特別な支援は3月末で終了）
医療機関向けの感染対策設備整備支援	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ対応を行う医療機関向けの感染対策設備整備等への支援は3月末で終了 4月以降は、医療措置協定締結医療機関向けの新興感染症対応のための感染対策設備整備等への支援を実施
罹患後症状（後遺症）対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関と専門医療機関の連携による医療体制は継続 保健所、かかりつけ医や地域の医療機関等での相談対応を基本とするが、後遺症の専門医療機関（後遺症外来）での受診も可能 （後遺症外来）県立中央病院、県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院
ワクチン接種	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による定期接種として年1回、秋冬に実施 （対象者）65歳以上の者等（費用）原則有料（一部自己負担あり）